

岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

岡 山 県 農 林 水 産 部 長 通 知	
制 定	令和 2 年 6 月 4 日付け農産第 312 号
一部改正	令和 3 年 5 月 27 日付け農産第 240 号
一部改正	令和 4 年 4 月 5 日付け農産第 190 号
一部改正	令和 5 年 3 月 20 日付け農産第 1306 号
一部改正	令和 6 年 3 月 7 日付け農産第 1335 号
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日付け農産第 79 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象経費及び補助率等)

第 2 条 補助の対象となる経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(間接補助事業等)

第 3 条 第 1 条に規定する補助事業に係る補助金の交付は、取組主体又は事業実施主体（以下「取組主体等」という。）の主たる所在地の市町村長の申請に基づき行うものとする。
ただし、交付等要綱第 4 の（2）のアに規定する都道府県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）が事業実施する場合を除く。

(交付申請)

第 4 条 第 1 条に規定する補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を、知事又は県民局長（以下「知事等」という。）が別に定める日までに知事等に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、

この限りでない。

（申請の取下げ期限）

第5条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

（計画変更、中止、廃止の承認）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定により承認を受けようとするときは、変更等承認申請書（別記様式第2号）を知事等へ提出しなければならない。

2 知事等は、前項の規定による変更等の承認申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、変更等の承認を行い、補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事等は必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽易な変更）

第7条 規則第10条ただし書きに規定する知事が別に定める軽易な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第8条 補助事業者は、規則第12条の第2項の規定により、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別記様式第3号）を知事等に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を作成し、当該年度の1月15日までに知事等に提出しなければならない。ただし、第13条第1項ただし書きに規定する概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 知事等は、前項に規定する時期のほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）には、補助金実績報告書（別記様式第5号）を、事業完了の日から起算し

て1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事等に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により速やかに知事等に報告するとともに、知事等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 知事等は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を県に納付させるものとする。

（額の再確定）

第12条 補助事業者は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条第1項に準じて提出するものとする。

2 知事等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（補助金の請求）

第13条 補助金の交付は、規則第14条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事等は、事業の執行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、補助事業者は、概算払請求書（別記様式第7号）を知事等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、支払請求書（別記様式第 8 号）を知事等に提出しなければならない。

（財産の処分の承認）

第 14 条 規則第 20 条の規定により、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。）の定めるところにより、あらかじめ知事等の承認を受けなければならない。

（1）不動産及びその従物

（2）1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具

- 2 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（承認を必要としない財産処分）

第 15 条 規則第 20 条ただし書に規定する知事等の承認を必要としない場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

（1）補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合

（2）当該財産の耐用年数を経過した場合

（補助金等に係る帳簿及び証拠書類等）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物（以下「帳簿等」という。）を備え、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

- 2 取組主体等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（別記様式第 9 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 3 市町村長は、当該補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書（別記様式第 10 号）を作成しておかなければならない。

- 4 1 から 3 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金の返還等）

第 17 条 知事等は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (5) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用したとき。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、取組主体等又は共同申請者が事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第19条 市町村長は、取組主体等又は共同申請者に補助金を交付するときは、この要綱の他の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) この補助金に係る法、令、規則、要綱、要領に従うべきこと。
- (2) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の補助金目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) (2) による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (4) 取組主体等又は共同申請者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることできる。
- (5) 取組主体等又は共同申請者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（別記様式第11号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(その他)

第 20 条 その他、この補助金を交付する事業を実施するに当たり必要な事項は「別紙 実施基準」によるものとし、それ以外に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、岡山県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成 28 年 6 月 24 日付け農産第 370 号）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の岡山県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 実施基準（収益性向上対策・生産基盤強化対策）

第1 取組主体事業計画及び産地パワーアップ計画の提出

- 1 交付等要綱第4の（2）のイに規定する地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）又は県協議会の長（以下「地域協議会長等」という。）は、県事業実施方針に則し、取組主体事業計画を位置づけた産地パワーアップ計画を交付等要綱別記2の第10の3の規定に基づき、別途定める期日までに作成し、知事に提出する。
- 2 収益性向上対策（効果増進事業のうち導入実証等支援を除く。）及び生産基盤強化対策を実施する取組主体は、取組主体事業計画を交付等要綱別記2の第10の4の（1）の規定に基づき作成し、地域協議会長等に提出する。
- 3 地域協議会長等が収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援）を実施する場合は、取組主体事業計画を交付等要綱別記2の第10の4の（2）の規定により作成し、知事に提出する。
- 4 事業計画の提出に当たっては、市町村から県民局を経由して知事に提出するものとする。ただし、県協議会長が実施する場合を除く。
- 5 市町村及び県民局は、4に基づき産地パワーアップ計画、取組主体事業計画（収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援））及び取組主体事業計画（収益性向上対策のうち効果増進事業（伴走支援））の提出があった場合は、地域協議会長等又は取組主体等が作成した事業計画等について必要な指導及び調整を行った上で、知事に提出するものとする。
- 6 産地パワーアップ計画、取組主体事業計画（収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援））及び取組主体事業計画（収益性向上対策のうち効果増進事業（伴走支援））の承認は、交付等要綱別記2の別紙様式第8号により、知事から、県民局及び市町村を経由し、地域協議会長等に通知するものとする。

第2 取組主体事業計画及び産地パワーアップ計画の変更

地域協議会長等又は取組主体は、成果目標の変更、取組主体の変更、事業の中止又は廃止等計画を変更する場合は、前項に準じて提出するものとする。

第3 事業の着手から事業完了に伴う手続き及び整備事業に関する事項

事業着手から事業の完了に伴う事務手続き及び整備事業の事務手続きについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「事務取扱」という。）を準用するものとする。この場合、事務取扱に規定する「事業実施主体」を「取組主体等」と「強い農業づくり総合支援交付金による対策」を「産地生産基盤パワーアップ事業」と「県知事」を「岡山県知事（県民局長）」又は「市町村長」と読み替えることとする。

（新市場獲得対策）

第1 事業実施計画の作成及び提出

- 1 事業実施計画は、協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成するものであり、交付等要綱別記1のⅡの第2の3（1）のアからウの項目を全て記載するものとし、成果目標の基準及び目標年度は同項（2）及び（3）による。
- 2 市町村以外の拠点事業者、連携者、又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下新市場獲得対策において「事業実施主体」という。）は、事業実施計画（交付等要綱別記1の別紙様式第7号）を交付等要綱別記1のⅡの第3の1（1）の規定に基づき作成し、別途定める期日までに、知事に提出する。
- 3 事業計画の提出に当たっては、市町村から県民局を経由して知事に提出するものとする。ただし、やむを得ない事情があると知事が特に認める場合、市町村長を経由せずに県民局に提出することができるものとする。
- 4 2の場合において、事業の実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、市町村以外の事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。
- 5 市町村及び県民局は、前項1と2に基づき、事業実施計画の提出があった場合、必要な指導及び調整を行った上で、知事に提出するものとする。
- 6 市町村が事業実施主体となる場合、交付等要綱別記1のⅡの第3の1（5）の規定に基づき作成し、市町村長は事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

第2 事業実施計画の変更

成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で取組内容等を変更することができる。ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、第1に準じた手続きを行うものとする。

第3 事業の着手から事業完了に伴う手続き及び整備事業に関する事項

- 1 原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。ただし、交付等要綱第6の2（1）のただし書の交付決定前の着手にあたっては、別記1別紙1のⅡの第3（9）により、事業実施主体はあらかじめ知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（交付等要綱別記1別紙様式第9号）を知事に提出するものとする。提出にあたっては、第1の1及び2の手続きに準じるものとする。
- 2 1により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この

場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

3 整備事業の事務手続きについては、事務取扱を準用するものとする。

別表（第2条、第6条、第7条関係）

区分	経費	補助率	重要な変更
推進事業	1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援 (1) 都道府県の取組 ア 生産安定・効率化機能の具備・強化 (ア) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立 (イ) 生育予測システム等の導入 (ウ) 種子・種苗等の供給体制の整備 (エ) 新たな栽培技術等の導入・普及 (オ) 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化 (カ) 端境期等に対応した出荷体制の整備 イ 供給調整機能の具備・強化 (ア) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立 (イ) 集出荷調整機能の高度化 ウ 実需者ニーズ対応機能の具備・強化 (ア) GAP・トレーサビリティ手法の導入 (イ) 新品種等現地適応性試験の実施 (ウ) 導入品種等の加工等適性試験 (エ) 品質管理、物流の効率化 (オ) 高品質・低コスト流通システムの構築の取組 (カ) 輸出対応型産地の育成 エ 農業用機械等の導入及びリース導入※アからウまでの取組を行うこと オ 効果増進・検証事業※アからウまで（アの（カ）の取組を除く。）の取組を行うこと カ その他事業の目的を達成するために必要な取組であつて、農産局長が認めるもの。	ア～ウ及びカの事業 事業費の1／2以内（注1） エの事業 導入する農業用機械等の本体価格の1／2以内 オの事業 定額	1 補助率が異なる経費ごとの相互間における増減 2 事業の中止又は廃止 3 事業実施主体の名称の変更 4 事業費又は補助金額の30%を超える増 5 事業費又は補助金額の30%を超える減

基金 事業	1 収益性向上対策 (1)生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等 (2)効果増進事業 ア 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等（導入実証等支援） イ 施設運営に係る専門家の招聘に要する経費（伴走支援）	(1)のアの事業 導入する農業機械等の本体価格の1／2以内 (1)のイの事業 事業費の1／2以内（注2） (2)のアの事業 定額（1／2相当） (2)のイの事業 定額	1 事業の中止又は廃止 2 取組主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金額の増 4 事業費又は補助金額の30%を超える減
	2 生産基盤強化対策 (1)農業用ハウスの再整備・改修 (2)果樹園・茶園の再整備・改修 (3)農業機械の再整備・改良 (4)生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5)生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6)全国的な土づくりの展開	(1)及び(3)の事業 事業費の1／2以内 (2)の事業 事業費の1／2以内（注2） (4)及び(5)の事業 定額（注1） (6)の事業 定額・1／2以内（注2）	
整備 事業	1 収益性向上対策 (1)育苗施設 (2)乾燥調製施設 (3)穀類乾燥調製貯蔵施設 (4)農産物処理加工施設 (5)集出荷貯蔵施設 (6)産地管理施設 (7)用土等供給施設 (8)農作物被害防止施設 (9)生産技術高度化施設 (10)種子種苗生産関連施設 (11)有機物処理・利用施設 (12)農業廃棄物処理施設	事業費の1／2以内（注2）	1 事業の中止又は廃止 2 取組主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金額の増 4 事業費又は補助金額の30%を超える減

	2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組のうち栽培管理・労務管理等の技術実証・生産技術高度化施設	事業費の1／2以内	
	3 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援 (1) 都道府県の取組 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設	1／2以内（注1）	1 補助率が異なる経費ごとの相互間における増減 2 事業の中止又は廃止 3 事業実施主体の名称の変更 4 事業費又は補助金額の30%を超える増 5 事業費又は補助金額の30%を超える減

（注1）産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別表1及び別表2の補助率の欄のただし書きにより同要綱別記1別紙1に定める場合にあつては、その率又は額以内とする。

（注2）産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別表1及び別表2の補助率の欄のただし書きにより同要綱別記2に定める場合にあつては、その率又は額以内とする。

別記様式第1号（第4条関係）

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

市町村長等

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）〇〇円の交付を申請する。

記

別紙のとおり

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

(別紙)

事業計画書（事業実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

区 分		地区名	取組主体名	事業内容 機械（能力、台数）、リース機械（能力、台数）、資材費等（※注1）	総事業費 （円）	負担区分				備考
						国費 （円）	都道府県費 （円）	市町村費 （円）	その他 （円）	
推進事業	新市場獲得対策 （ ）									
基金事業	収益性向上対策 （生産支援事業）									
	収益性向上対策 （効果増進事業）									
	生産基盤強化対策 （ ）									
整備事業	新市場獲得対策 （ ）									
	収益性向上対策 （ ）									
	生産基盤強化対策 （ ）									
計										

（注1） 整備事業では（工種、施設区分、構造、規格、能力等）、生産基盤強化対策では（農業用ハウスの再整備・改修、等）を記載すること。

（注2） 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5％超となることが確実に見込まれるもの

（注3） 事業を行うに当たって、補助金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別表を作成し、添付すること。

（別表）※融資該当有の場合

事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名	融資を受けようとする金額（円）	償還年数（年）	その他

3 経費の配分及び負担区分

単位:円

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)+(C)	負担区分				備考
			国費 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 推進事業							
2 基金事業							
3 整備事業							
計							

(注)「事業に要する経費(又は変更した経費)」欄の記入については、市町村が作成する場合は(A)+(B)+(C)、それ以外の交付事業者が作成する場合は(A)+(B)+(C)+(D)とすること。

4 事業完了予定(又は完了)年月日 年 月 日

5 収支予算(収支精算)書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国費	円	円	円	円	
2 県費					
3 市町村費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 推進事業	円	円	円	円	(注) 交付完了日: 月 日
2 基金事業					
3 整備事業					
計					

(注)事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に、備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。□

6 添付書類

- 市町村の本補助金の交付に関する規程又は要綱
- 産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針5に記載の書類を添付すること。ただし、新市場獲得対策に係る推進事業と整備事業については、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記1の別紙1の事業計画書を添付すること。
- 実績報告の際には以下の資料を添付すること
財産管理台帳の写し。

(注) 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあつては省略することができる。

別記様式第2号（第6条関係）

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

市町村長等

年 月 日付け岡山県指令 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請する。

記

- （注）1 別記様式第1号による補助金交付申請書の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 2 補助金の額が増額する場合には、件名の「岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金変更等承認申請書」を「岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱により補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」に書き換えること。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更等承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」に、「変更したい」を「中止（廃止）したい」にそれぞれ書き換えること。

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第3号（第8条関係）

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）事業遅延届

番 号
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

市町村長等

年 月 日付け岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった事業の遅延について、岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. 事業完了予定年月日
変更前 年 月 日
変更後 年 月 日
6. その他

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第9条関係）

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

市町村長等

年 月 日付け岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった事業について、岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		1 2 月 3 1 日までに完了したもの		1 月 1 日以降に実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注） 1 「区分」欄には、別表の「経費」欄に記載された事項について記載すること。
ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第5号（第10条第1項関係）

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

市町村長等

年 月 日付け岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告する。

記

- （注）1 記の記載要領は、別記様式第1号（又は同2号）に準ずるものとする。
この場合、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 このほかの添付書類については、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第 6 号（第10条第 3 項関係）

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）の消費税仕入控除税
額報告書

番 号
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

市町村長等

年 月 日付け岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった事業について、岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の額の確定額 金 円
（ 年 月 日付け岡山県指令 第 号による額の確定通知額）

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（事業等に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（2）付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積載内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

（4）補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項（昭和 63 年法律第 108 号。以下同じ。）に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載

[]

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号（第13条第1項関係）

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）概算払請求書

番 号
年 月 日

岡山県知事（県民局長） 殿

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった事業について、岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第13条第1項ただし書きの規定により、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。
（また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する）

記

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況 〇月〇日 現在の出来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日まで予定出来高	金額	〇月〇日まで予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注）括弧内は、概算払請求書と同時に遂行状況報告書を報告する場合に記載する。

（振込先金融機関）

金融機関名		店舗名
預金種別	口座番号	口座名義人
		(フリガナ)

発行責任者及び担当者
発行責任者 〇〇長 〇〇 〇〇 (連絡先 ×× ×× ××)
担当者 〇〇 〇〇 〇〇 (連絡先 ×× ×× ××)
※押印する場合は、担当者等の記載がなくてもよい。

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第8号（第13条第2項関係）

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）支払請求書

(番 年 月 号) 日

岡山県知事（県民局長） 殿

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で確定（交付決定）通知のあった岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、下記により交付を受けたいので請求します。

記

（単位：円）

区 分	確定額 (①)	既受領額 (②)	今回請求額 (③)	残額 (①－②－③)

（振込先金融機関）

金融機関名		店舗名
預金種別	口座番号	口座名義人
		(フリガナ)

発行責任者及び担当者
発行責任者 〇〇長 〇〇 〇〇 (連絡先 ×× ×× ××)
担当者 〇〇 〇〇 〇〇 (連絡先 ×× ×× ××)

※押印する場合は、担当者等の記載がなくてもよい。

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

財 産 管 理 台 帳

市町村（取組主体・事業主体）名

地 区 名		地 区		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		概要
	事業種目	取組主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									国 庫 補助金	都道府 県 費	市 町 村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

(注)

1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金等返還額を記入すること。

4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 16 条第 3 項関係）

〇〇年度

農林水産省所管

産 地 生 産 基 盤 パ ワ ー ア ッ プ 事 業 費 補 助 金 等 調 書													
国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
推進事業 等名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

- 記載要領
- 「推進事業等名」欄には、推薦事業等の名称のほか、当該事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
 - 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業等名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
 - 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
 - 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
 - 推進事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

取組主体(事業実施主体) 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約又は申込みに係る入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(参考様式①)
事務取扱別記様式第1号(第1の5関係)

番 号
年 月 日

岡山県知事(県民局長) 殿

〔市町村長 殿〕

〔 提出
市町村長等 〕

取組主体名
代表者氏名

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇事業)における入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等名 又は工事等の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格(税抜)	円	
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名(契約業者名)		
契約価格(税込)	円	
契約年月日	年 月 日	
建築場所		
工事開始日	年 月 日	
完了予定年月日	年 月 日	
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備 考	年 月 日付け 第 号 交付決定通知 (年 月 日付け 第 号 交付決定前着手届)	

- (注) 1 「施行方法」欄及び「業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲む。
2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
5 「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、競争入札等に参加しようとする者に別記様式第11号の契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、これを添付すること。
9 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

(参考様式②)
事務取扱別記様式第2号(第1の5関係)

番 号
年 月 日

岡山県知事(県民局長) 殿

〔市町村長 殿〕

〔提出
市町村長等〕

取組主体名
代表者氏名

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇事業)の交付決定前着手届

産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、取組主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達していない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

取組名	取組主体	施設区分	事業量	事業費	工事開始 予 定 年 月 日	しゅん功 予 定 年 月 日	理 由

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

(参考様式③)
事務取扱別記様式第5号(第2の1関係)

番 年 月 号 日

岡山県知事(県民局長) 殿
〔市町村長 殿〕

〔提出
市町村長等 〕

取組主体名
代表者氏名

年度岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金のしゅん功届

年 月 日付け第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり
工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	
引き渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。